

**令和8年度 医療費助成のオンライン資格確認の先行実施のための
自治体システム改修等事業補助金に関するQ & A
(第2版)**

令和8年3月9日

※ 下線部は第1版から追記等した部分

1. スケジュール

1-1 自治体においては、どのようなスケジュールで医療費助成のオンライン資格確認を導入すれば良いのか。令和8年度中の対応は必須なのか。

- 医療費助成のオンライン資格確認については、令和5・6年度に183自治体(22都道府県、161市町村)において先行実施され、令和7年度中には600を超える自治体に拡大を予定していますが、「医療DXの推進に関する工程表」(令和5年6月2日医療DX推進本部決定)等に基づき、メリットを全国規模で広げていくため、順次、参加自治体を拡大し、令和8年度中に全国規模での導入を目指しています。
- このため、各自治体におかれては本補助金を積極的に活用いただき、医療費助成のオンライン資格確認を積極的に導入していただきますよう、お願いいたします。

(※関連資料：1/28自治体説明会・厚生労働省資料P.5)

1-2 本補助金は1次交付と2次交付が想定されているが、1次交付に係る申請を行った方が良いのか。

- 本補助金は予算の範囲内において交付されるものであり、補助額に達した場合には早期終了の可能性があること、自治体業務システムの改修等に一定の期間を要すること、医療費助成のオンライン資格確認は患者(住民)、自治体及び医療機関・薬局にメリットをもたらすものであり、早期の運用開始が望ましいこと、令和9年度に社会保険診療報酬支払基金へのPMHシステムの移管が予定されており、令和8年度中に自治体業務システムとPMHシステムとの連携作業を完了する必要があること等から、可能な限り、1次交付に係る申請をご検討いただき、早期に医療費助成のオンライン資格確認の導入をしていただきますようお願いいたします。

(※関連資料：1/28自治体説明会・厚生労働省資料P.25)

1-3 意向等調査において、令和8年度中のオンライン資格確認の導入意向を回答していない場合、本補助金の申請を行うことはできないのか。

- 意向等調査の回答内容をもとに、デジタル庁と調整の上、令和8年度中のPMHシステムとの連携作業計画等を策定するため、原則、意向等調査で導入意向を回答していない場合は本補助金の申請を行うことはできませんが、意向等調査の回答後の事情変更により、本補助金の申請を行うことを希望する場合は、事情変更の理由とあわせて速やかに厚生労働省情報化担当参事官室までご連絡ください。

1-4 ベンダに見積もり依頼中で金額が確定していないが、所要額調査を提出しても良
いか。

→ 所要額調査を基に内示額を決定し、内示額をもとに交付申請を行っていただく
こととなりますので、本補助金を活用する場合は、必ず所要額調査を提出していただ
く必要がございます。

内示は補助金の交付にあたり交付額を担保するためのものになりますので、でき
るだけ確度の高い見積もり等を取得した上でご提出ください（※）。

※補助金予算にも限りがありことから、予算額を超える所要額調査の提出があっ
た際は、予算の範囲内となるよう、他の自治体分も含め内示額を調整する可能性も
あります。内示額と交付申請額に乖離がある場合、減額となる場合であっても、他
の自治体に不利益が生じる可能性がございますので、できるだけ確度の高い見積も
りを本所要額調査の提出期限までに出していただくようベンダにも協力いただき
たい旨お伝えいただけると幸いです。

2. 補助金の対象範囲

2-1 本補助金によるシステム改修等の対象となる医療費助成の制度は、令和7年度と同一か。

→ 本補助金においては、令和7年度先行実施事業の対象となる医療費助成の制度に加えて、以下の公費負担医療もシステム改修等の対象となります。

- ・ 児童福祉法に基づく児童保護医療費
- ・ 被爆者援護法に基づく認定疾病医療、一般疾病医療
- ・ 予算事業に基づく先天性血液凝固因子障害等治療研究事業
- ・ 予算事業に基づく第二種健康診断特例区域治療支援事業

(※関連資料：1/28 自治体説明会・厚生労働省資料 P.22)

2-2 令和7年度までの先行実施事業（令和5・6年度のデジタル庁の先行実施事業を含む。以下同じ。）の際にはシステム改修等の対象としなかった医療費助成の制度については、本補助金によるシステム改修等の対象にすることができるのか。

→ 本補助金によるシステム改修等の対象にすることができます。

(※関連資料：1/28 自治体説明会・厚生労働省資料 P.26)

2-3 Aシステムでは㊦・㊧という医療費助成の制度の資格管理を行っている。令和7年度までの先行実施事業に参加し、Aシステムの改修を行い、㊦についてPMHシステムと情報連携するための改修を行ったが、当該先行実施事業の際には、㊧についてはPMHシステムと情報連携するための改修は行わなかった。この場合、㊧についてPMHシステムと情報連携するためのAシステムの改修は、本補助金によるシステム改修等の対象とすることができるのか。

→ 本補助金によるシステム改修等の対象にすることができます。

(※関連資料：1/28 自治体説明会・厚生労働省資料 P.26)

2-4 令和7年度までの先行実施事業に参加し、PMHシステムと情報連携できるようにするためのシステム改修等を行ったが、手動連携やRPA連携（RPAを活用した手動連携の自動化）のためのシステム対応だったため、自動連携のためのシステム改修を行いたい。当該自動連携のためのシステム改修は、本補助金によるシステム改修等の対象とすることができるのか。

→ 本補助金によるシステム改修等の対象にすることができます。

なお、本補助金に係る所要額調査及び交付申請に当たっては、令和7年度までの先行実施事業において手動連携やRPA連携のための対応を行ったシステムについて自動連携のためのシステム改修を行う旨を提出書類において記載してください。

(※関連資料：1/28 自治体説明会・厚生労働省資料 P.26)

2-5 自治体システム標準化の対象に含まれている医療費助成の制度において、標準化対応のためのシステム改修はまだ開始できないため、まずはPMHシステムとの情報連携のためのシステム改修のみを行い、当該改修後のシステムを標準準拠システムに移行したいと考えている。この場合、標準化対応前の旧システムにPMH連携の改修を行うことは、「廃棄」に該当するのか。

→ 自治体システム標準化は、既存のシステムを標準仕様に適合したシステムへ移行するものであるため、「廃棄」には該当しません。

2-6 更生医療・育成医療・精神通院医療については自治体システム標準化の対象となっているが、標準準拠システムへの移行を支援するデジタル基盤改革支援基金と本補助金の関係はどうなっているのか。

→ デジタル基盤改革支援基金は、既存のシステムを標準準拠システムへ移行するための費用が対象となります。このため、デジタル基盤改革支援基金を用いて、PMH対応が行われていないシステムを標準準拠システムへ移行させた自治体においては、本補助金を用いて移行済システムについてPMH対応の改修を行うことが可能です。

→ 一方、標準化対応が完了していない自治体において、まずは本補助金を用いてPMH対応の改修を行い、その後、PMH対応による改修後の「既存のシステム」について、デジタル基盤改革支援基金を用いて標準システムへ移行することも可能です。

2-7 現状では、資格情報をシステムで管理しておらず、Excelで管理している医療費助成の制度があるのだが、この医療費助成の制度の資格管理のため、新たにシステムを導入したい。こうした新規のシステム導入は、本補助金の対象となるのか。

→ 本補助金は、PMHシステムとの情報連携のための自治体業務システムの改修等が対象となるものであり、新規のシステム導入については対象とはなりません。

2-8 自治体業務システムを新規に導入した上で、当該自治体業務システムとPMHシステムの情報連携を図る場合において、「自治体業務システムの新規導入に係る経費」は本補助金の対象にならないとのことだが、「当該自治体業務システムとPMHシステムの情報連携に係る経費」を本補助金の対象とすることは可能か。

→ 「自治体業務システムの新規導入に係る経費」と「当該自治体業務システムとPMHシステムの情報連携に係る経費」を明確に区分できるのであれば、「当該自治体業務システムとPMHシステムの情報連携に係る経費」を本補助金の対象とすることは可能です。

2-9 学校保健安全法に基づく医療費援助については、オンライン資格確認や本補助金の対象になるのか。

- 学校保健安全法に基づく医療費援助についても、オンライン資格確認や本補助金の対象となります。学校保健安全法に基づく医療費援助に係る実際の運用においては、自治体の裁量に委ねられている部分が多く、医療券を発行して医療機関等で資格確認を行い、現物給付化を図っている自治体や、医療券を発行せずに償還払いとしている自治体など、様々な態様があります。このような実態を踏まえ、学校保健安全法に基づく医療費援助は、実施要綱4（2）エ（その他の地方単独医療費助成）に含まれるものと整理しています。なお、学校保健安全法に基づく医療費援助については、既に個人番号利用事務とされているため（マイナンバー法の別表の40の項）、実施要綱5ウの「個人番号利用事務とするために必要な措置」を講じていただく必要はありません。

2-10 本市区町村は指定都市や中核市ではない一般市区町村であり、精神通院医療に係る自立支援医療費、難病法に基づく特定医療費、小児慢性特定疾病医療費及び障害児入所医療費の実施主体ではないが、当該公費負担医療に係る申請の受付を行い、都道府県に提出している。こうしたケースにおいて、本市区町村は、当該公費負担医療について、PMHシステムと情報連携するための自治体業務システムの改修を行う必要があるのか。

- PMHシステムとの情報連携は、各医療費助成制度の実施主体が行うこととなり、各実施主体において自治体業務システムを改修することが必要になります。

お示しのケースについては、一般市区町村が申請の受付を行っている場合であっても、実施主体として受給者情報の管理を行っているのは都道府県であるため、都道府県において自治体業務システムを改修することが必要であり、一般市区町村においては自治体業務システムの改修は不要です。

※上記の公費負担医療の実施主体

- ・精神通院医療に係る自立支援医療費：都道府県、指定都市
- ・難病法に基づく特定医療費：都道府県、指定都市
- ・小児慢性特定疾病医療費：都道府県、指定都市、中核市、児相設置市
- ・障害児入所医療費：都道府県、指定都市、児相設置市

2-1 1 医療機関・薬局のシステム改修を支援する補助金について周知を行うため、医療機関・薬局向けのチラシ等を作成した場合の経費についても、本補助金の対象となるのか。

→ 医療機関・薬局への周知に係る経費については本補助金の対象外となります。なお、自治体が医療機関・薬局に対して周知を行う際に活用いただけるよう、厚生労働省から自治体に対して、周知用の資料を提供させていただく予定です。

2-1 2 本補助金によるシステム改修等を行うための調達・契約等を行う会計年度任用職員等の人件費、ノート PC や USB メモリ等の端末・機器の購入費といった経費についても、本補助金の対象となるのか。

→ 本補助金は自治体業務システムと PMH システムの情報連携を図るための自治体業務システムの改修等を行う事業を交付の対象としているため、本補助金によるシステム改修等を行うための調達・契約等を行う会計年度任用職員等の人件費、ノート PC や USB メモリ等の端末・機器の購入費、ファイアウォールの設置費用は、本補助金の対象とはなりません。

3. 補助金の算定・支払

3-1 本補助金に係る基準額はどのように算定されるのか。

- 原則として、①実施要綱4（1）及び（2）に掲げる医療費助成の各制度のうち自治体が本補助金によるシステム改修等の対象として選択した制度の数に500万円を乗じた金額と、②対象経費支出額を比較し、少ない方の金額を基準額とします。ただし、申請額の合計額が予算額を超過した場合には、基準額の調整を行う予定です。
- なお、地方単独医療費助成は自治体の判断に基づく自治体独自の制度であり、様々な制度があることから、多くの自治体で導入され、受給者数も多いこどもの医療費に係る地方単独医療費助成、障害者の医療費に係る地方単独医療費助成及びひとり親家庭の医療費に係る地方単独医療費助成以外の地方単独医療費助成については、複数の制度があった場合でも制度数を1と算定して基準額の計算を行います。

【例1】①障害者総合支援法に基づく精神通院医療に係る自立支援医療費、②難病法に基づく特定医療費、③児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費をシステム改修等の対象とする場合は、原則として、500万円×3制度＝1500万円が基準額の上限となる。

【例2】①障害者総合支援法に基づく更生医療に係る自立支援医療費、②障害者総合支援法に基づく育成医療に係る自立支援医療費、③こどもの医療費に係る地方単独医療費助成、④その他の地方単独医療費助成（高齢者）、⑤その他の地方単独医療費助成（妊産婦）を本補助金によるシステム改修等の対象とする場合は、④⑤はその他の地方単独医療費助成として制度数1で算定するため、原則として500万円×4制度＝2000万円が基準額の上限となる。

3-2 本補助金による国庫補助額はどのように算定されるのか。

- 基本的には、3-1によって算定された基準額に補助率1/2を乗じた金額が国庫補助額となります。
- なお、所要額調査の際に適正な見積もりが取得できていなかった等の理由により、基準額が内示された後、申請に際して提出された対象経費支出額が基準額よりも少ない金額となってしまった場合は、当該対象経費支出額に補助率1/2を乗じた金額が国庫補助額となります。

（※関連資料：1/28 自治体説明会・厚生労働省資料 P.21）

3-3 基準額算定に当たっての制度数に応じた上限額と対象経費支出額の金額の比較は、システム改修等の対象とする制度合計で比較するのか、それとも、制度ごとに比較するのか。

具体的には、更生医療、育成医療、こども・障害者・ひとり親家庭の3つの地方単独医療費助成を本補助金によるシステム改修等の対象にしようと考えているが、更生医療・育成医療の資格管理を行うAシステムの改修費用は300万円である一方、こども・障害者・ひとり親家庭の3つの地方単独医療費助成の資格管理を行うBシステムの改修費用は1900万円であった。この場合、①制度合計で比較すると、改修費用の総額2200万円は上限額合計の2500万円よりも低くなるため、基準額は2200万円になるのか、それとも、②制度ごとに比較すると、Bシステムの改修費用1900万円は3つの地方単独医療費助成の上限額の合計1500万円よりも大きくなるため、Bシステムについては1500万円までしか認められず、基準額は1800万円になるのか。

→ 基準額算定に当たっての制度数に応じた上限額と対象経費支出額の金額の比較は、システム改修等の対象とする制度合計で比較を行います。このため、ご指摘の例については、①のとおり、2200万円が基準額となります。

3-4 本補助金は、概算払いとなるのか。

→ 概算払いを行う予定です。なお、支出事務については都道府県に委任予定（令和7年度と同様）となりますので、都道府県におかれては、管内の交付決定市区町村と調整の上、必ず年度内に補助金の受入処理を行っていただくようお願いいたします。

(※関連資料：1/28 自治体説明会・厚生労働省資料 P.23)

3-5 本補助金の受領に当たっては、令和8年度中にどこまで事業が進捗していれば良いのか。

→ 本補助金の受領に当たっては、令和8年度内にシステム改修を完了していただくことが必要です。

なお、令和9年4月に支払基金へのPMHシステムの移管が予定されており、円滑な移行を実行するため、基本的に令和9年2月までに本番運用が開始できるようにお願いいたします。

(※関連資料：1/28 自治体説明会・厚生労働省資料 P.27)

3-6 国の補助金に加え、市区町村負担部分に対し、都道府県が補助を行うことは可能か。具体的には、市区町村における自治体業務システムの改修費が1000万円だった場合において、国の補助金250万円を受けた後、都道府県が独自に750万円を補助することは可能か。

→ 可能です。

※ お示しの例では、国の補助金250万円と、都道府県独自の補助750万円は重複の補助には該当しません。

3-7 ネットワークの設定変更経費など、複数のシステムを改修した際にまとめて1回発生する経費については、所要額調査の様式3（交付要綱の様式1別紙3）のどこに計上すればよいか。

→ いずれかのシステムにまとめて計上いただき、積算内訳の欄に※書きなどで「他事業分とまとめての計上」などと記載してください。

※ なお、本補助金に係る基準額の上限は、実施要綱4（1）及び（2）に掲げる医療費助成の各制度のうち自治体が本補助金によるシステム改修等の対象として選択した制度の数に500万円を乗じた金額となるため、ネットワーク設定変更作業費をどのシステムに計上いただいても、基準額の上限に影響は及ぼしません。

4. 医療機関・薬局のシステム改修、住民への周知

4-1 管内の医療機関・薬局に対して医療機関・薬局システム改修補助金の周知を図るための素材はあるか。

→ 医療機関・薬局システム改修補助金については、診療所向け、病院向け、薬局向けのリーフレットを作成し、以下の厚生労働省ホームページに掲載していますので、管内の医療機関・薬局等への周知にご活用ください。

※ なお、令和7年度における「1. 医療費助成の受給者証情報をオンラインで取得するためのレセコン改修」については、申請金額の合計が予算上限に達したため、受付を終了しました。令和7年度補正予算を活用した次期事業については今後の案内をお待ちください。

【医療機関・薬局システム改修補助金のリーフレット】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/iryouhijosei-iryookikan.html

4-2 医療費助成のオンライン資格確認に対応している医療機関・薬局を教えてください。

→ 医療費助成のオンライン資格確認に対応している医療機関・薬局の一覧については、以下のデジタル庁のホームページに掲載していますので、ご活用ください。

【医療費助成のオンライン資格確認に対応している医療機関・薬局の一覧】

<https://www.digital.go.jp/policies/health/public-medical-hub#progress>

4-3 自治体や医療機関・薬局における導入状況等に応じて、各自治体が住民に対して周知を行うための周知素材を提供して欲しい。

→ 住民の方への周知としては、例えば、医療費助成の受給者証を新規発行する場合や、更新後の受給者証を郵送する場合などに、受給者証とともに、医療費助成のオンライン資格確認をご案内する周知用チラシを手交又は郵送していただくことが効果的であると考えられます。このため、各自治体の状況に応じて編集していただける周知用チラシの例を作成し、メールにて送付しています。各自治体の状況に応じて、適宜、ご活用ください。

→ また、医療費助成のオンライン資格確認に対応している医療機関・薬局の窓口において、自治体の導入状況に応じた周知を行っていただくことも効果的であると考えられます。このため、各自治体の状況に応じて編集していただける周知用の医療機関・薬局ポスターの例を作成し、メールにて送付しています。こちらも、各自治体の状況に応じて、適宜、ご活用ください。

4-4 医療費助成のオンライン資格確認の先行実施参加・参加予定自治体を教えてください。

→ 医療費助成のオンライン資格確認の先行実施参加・参加予定自治体の一覧については、以下の厚生労働省ホームページに掲載していますので、ご活用ください。

【医療費助成のオンライン資格確認の先行実施参加・参加予定自治体の一覧】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/iryuuhiyosei.html